

※ 介護予防・日常生活支援総合事業として不適切な事例への対応について

< 1 > 次に掲げるように保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものにかかる洗濯・調理・買い物・布団干し・自家用車の洗車・清掃等
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶・食事の手配等）

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

- ・草むしり ・花木の水やり ・犬の散歩等ペットの世話 等

③ 「日常的に行われる家事の範囲」を超える行為

- ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等 又は、市町村に連絡した上で、ボランティア等の活用のための助言を行います。

また、当事業所にてサービスを希望される場合は、別途契約に基づく介護予防・日常生活支援総合事業外のサービスとしてサービスを提供することは可能です。

(4) 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

① 請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額によりご請求いたします。 イ 請求書は、利用明細書を添えて利用月の翌月 10 日までに契約者様あてにお届けいたします。
② 支払い	ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照会のうえ、請求月の 20 日までに、現金・口座振替によりお支払いください。 イ お支払を確認いたしましたら、かならず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※利用料、その他の費用の支払について、支払の期日から2ヶ月以上延滞し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、契約を解約したうえで、未払分をお支払いいただくこととなります。